関西自然保護機構会誌 *24*（*1*）：*1*－*2*，　*2002*

巻　頭　言

改正河川法に魂を

山階鳥類研究所・所長　山　岸　　哲

平成９年（1997年）に河川法が改正された。一番大きな改正点は，その目的に，従来の治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置づけられたことであろう。「河川環境にも配慮する」としてきた，国のこれまでの姿勢とは異なり，積極的に河川環境の保全を自己目的に取り入れたことになる。すでに５年が経過したが，私にはいまも気になっていることがある。それは，河川環境を整備し保全するといったときに，どのような河川環境にすることが望ましいのか，はっきりしないことだ。国土交通省は「多自然型川づくりを継承する」とか，「整形化されないウエッティな川づくりを目指す」とか，「地域住民の意見を反映した川づくりをする」などとしているが，漠然としていて心もとない。

河川環境を考えるとき，これまでは，どこそこで○○魚の遡上が見られなくなったとか，どこそこの○○草がなくなったとか，どこそこで○○鳥がいなくなったなど，ともすると珍しい生物の消滅が問題とされ，そうした希少な生物の生息を保証することが河川環境を保全することだと考えられてきた嫌いがある。それはちょうど，体のあちこちにできた「腫れ物」に対処治療を施しているのによく似ている。もちろんこうしたことも重要であり，それに反対するわけではないが，もう少し，体（河川）全体の基礎体力をつけ，「腫れ物」ができない体（河川）にすることが重要ではないかと思うのである。すなわち，個々の生物種を保全するだけではなく，丸ごとの健康な河川の自然，いうならば健康な生態系を整備保全する必要性を痛感するのだ。

治水・利水を国土交通省が事業として行いやすい理由はきわめてはっきりしている。それは，治水にも利水にも達成目標があるからである。たとえば「○○年に１回起こる流量○○トンの洪水に耐える堤防を作る」とか，「○○人に○○トンの水資源を供給する」とか，やるべきことが実にはっきりしている。これに対して，環境保全の面では，水質など数値で表せるものはさておき，河川の「健康な生態系」とは何かさえまだ完全には明らかになっていない。

治水や利水に明確な目標があるのは，明治時代以来の土木工学者の長い研究と努力の賜物であろうと私は思う。対して生態学者はこれまでさまざまな治水や利水の工事が環境を損なうことに警鐘は発し続けてきたものの，どのような環境にすべきかという具体的な議論にはあまり参画してこなかったようだ。関西自然保護機構でも一日も早く健全な河川環境保全のための具体的な目標（値）作りに取り掛かるべきだろう。こうした基準ができることは，国にとっては「河川環境の整備と保全」や「自然再生」事業の具体的な目標ができることであり，国民にとっては，その基準が満たされているかどうかを常に客観的に監視できることになるのだ。

国は，こうした基準づくりをなおざりにしたままで，現在全国の水系ごとに「河川整備基本方針」の策定を念頭において審議を進めている。人の顔がすべて違うように，ひとつ，ひとつの川は異なった特性をもっている（最近知ったのだが，土木工

学では，これを「河相」というのだそうだ）から，こうした地域性を重視した積み上げ方式も効果が期待されるだろうが，そこでは依然として「○○がいなくなった」式の議論が果てしなく続いているようだ。生態学者の研究成果に基づいた，国としての河川生態系の基準作りは，改正河川法という仏に魂を入れることに等しい。